

## 基準総則

懸垂幕、工作物  
法第88条第1項

### 建築物に取り付けた懸垂幕の取り扱いについて

平成20年秋期部会

建築物に取り付けた懸垂幕は次のとおり取り扱う。

建築物に取り付けた懸垂幕は法第88条第1項の工作物に該当しない。

